

昭和六十二年七月三十一日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一〇九第四号

昭和六十二年七月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員藤田スミ君提出国民健康保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員藤田スミ君提出国民健康保険に関する質問に対する答弁書

一について

健康保険制度においては、国際交流が盛んとなり海外勤務者も増えている実態にかんがみ、海外にいる被保険者等についても保険給付を行うとともに保険料を徴収することとするよう健康保険法の所要の改正を行つたものであるが、国民健康保険制度においては、当該制度が地域に着目した医療保険であること、国民健康保険の被保険者の場合海外勤務という状態を想定しにくいこと、国民健康保険の財政状況が厳しいことから保険料の上昇をもたらすような制度改正は被保険者全体の合意を得られにくいこと等の理由から従来どおりとしているものである。

二及び三について

国民健康保険の被保険者の海外渡航が今後増加するか否かについては、医療保険制度別にみ

た加入者の海外渡航の状況に関する正確な資料がないため不明である。

また、御指摘の財政負担については、国民健康保険の被保険者の海外における医療費の状況に関する資料がないため推計困難である。

四について

一についてにおいて述べた国民健康保険制度に関する状況についてその推移を見守りつつ対応してまいりたい。

右答弁する。